

厚生労働省の雇用関係施策の7道県に対する重点実施

1 地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組を支援する「地域雇用創造支援事業」について、7道県に重点的に配慮

① 地域雇用創造バックアップ事業

雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。

・7道県の配分比率を50%に引上げる。(平成17年度は40%)

② 地域提案型雇用創造促進事業(パッケージ事業)

市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等にその事業を委託する。(上限2億円(×3年間)、採択件数1年度35地域)

・7道県の配分比率を50%に引上げる。(平成17年度は40%)

③ 地域創業助成金

地域に貢献するサービス分野又は市町村等が自ら選択した地域重点分野において創業し、離職者等を雇い入れる場合に助成する。

助成内容:創業に係る経費の1/3、上限(雇入れ規模に応じ)150万円~500万円

・7道県について、助成率を50%に引上げる。(他県は1/3)

2 中小事業主団体による人材の確保・育成等を支援する「地域雇用開発活性化事業」(平成18年度新規)について7道県に重点的に配慮

雇用情勢の厳しい地域における産業・企業の活性化とそれによる雇用機会の増大を促すため、中小事業主団体による人材の確保・育成(高年齢者の活用、後継者の確保等)の取組を支援する。(予算上全国50団体、上限1,500万円(×3年間))

・7道県の配分比率を30%とする。

・7道県については、地域の意向・ニーズを踏まえた柔軟な運用を行う。

3 創業支援コーナー等による支援

雇用・能力開発機構において、創業サポートセンター等(北海道、東京、大阪、福岡)を中心に創業者に対する能力開発、技術支援等を実施する。

・7道県について、雇用・能力開発機構都道府県センターに「創業支援コーナー」を設置し、創業サポートセンターとの連携により、創業に関する情報提供に加え、創業に必要な基礎的ノウハウの提供等相談援助の内容充実を図る。